

令和3年度 和歌山市児童発達支援センター 公募要項

1. 募集の趣旨

和歌山市では、第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画において、令和5年度末までに児童発達支援センターを6箇所設置することを目標としています。

現在、市内において5箇所の児童発達支援センターが設置されていますが、今回の公募は令和5年度中に新たに児童発達支援センターの開設を目指す事業者を選定するために行うものです。

2. 募集の内容

(1) 実施事業

児童発達支援センター

(2) 事業実施（開設）場所

和歌山市内の北西部エリア

(3) 公募の対象者

①法人格を有する団体

②児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項各号に定める欠格事由に該当しないこと。

(4) 事業開設時期

令和5年4月開設

3. 公募スケジュール

(1) 公募期間

令和3年7月1日（木）～令和3年7月30日（金）

(2) 書類審査及びプレゼンテーション

令和3年8月中旬予定

(3) 事業者決定

令和3年8月下旬予定

4. 応募手続

この公募への申込を希望する事業者は、下記のとおり協議資料を提出してください。

なお、ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

(1) 提出期間

令和3年7月26日（月）～令和3年7月30日（金）【午前9時～午後5時】

(2) 提出場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市障害者支援課（和歌山市役所東庁舎1階）

【電話番号】073-435-1060

(3) 提出書類（別紙：提出書類一覧参照）

- ①和歌山市児童発達支援センター 公募申込書（様式第1号）
- ②法人の定款
- ③運営規程（案）
- ④法人の登記簿謄本（原本）
- ⑤組織体制図
- ⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（予定）（様式第2号）
- ⑦決算書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
- ⑧役員等名簿（様式第3号）
- ⑨収支予算書（事業開始以降3年程度）
- ⑩センター整備に係る費用見積書
- ⑪事業所設置予定地の地図、事業所の見取図などの事業所の設備がわかる書類
- ⑫法人及び代表者の納税証明書
- ⑬その他の補足書類（プレゼンテーション用資料含む）
- ⑭ヒアリング出席予定者名簿（様式第4号）

(4) 提出方法

和歌山市障害者支援課窓口へ直接持参してください。

(5) 提出部数

正本1部、副本7部の計8部を提出

(6) 応募に関する質問

- ・質問の受付期限は、令和3年7月16日（金）までとします。
- ・応募に関する質問は、FAX又はメールで、質問票を用いて行ってください。電話、口頭での問い合わせは受け付けません。
- ・質問があった日からおおむね一週間以内を目安に和歌山市ホームページ上にて回答します。

(7) その他留意事項

- ①公募期間終了日時（令和3年7月30日（金）午後5時00分）以降、提出された書類の差し替え及び再提出は認めません（プレゼンテーション用資料を除く）。
- ②虚偽その他不正な申請があった場合は、選定結果を無効とします。
- ③本公募の選定により、児童福祉法に基づく指定等が保障されるものではありません。
- ④事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、和歌山市が責任を負うものではありません。
- ⑤応募書類の作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- ⑥原則として選定後における事業の権利譲渡等は認めません。
- ⑦応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑧募集開始から選定までの期間、本件業務に従事する職員への直接、間接を問わず、本公募を目的とした接触を原則禁止します。
- ⑨社会福祉施設等施設整備費補助事業について、児童発達支援センターの補助者は和歌山県です。補助事業の活用を検討している場合は、直接和歌山県にお問い合わせください。